

海事に関する規制緩和実現の報告

海事に関する提言を御覧いただき、又多くの御意見をお寄せいただきまして誠にありがとうございました。

皆様からいただきました数々の御意見も、当方の「提言」で提起しました問題点と共通の問題意識の上に改善を求めるものでありました。

自民党行政改革推進本部の提言を受け国土交通省海事局において、プレジャーボートの船舶の検査及び免許に関しその基準となる船舶の大きさの規定を、従来の20t未満を小型船舶とすることに变えて、「提言」に示しました国際的スタンダードの24m未満を小型船舶とする方向で検討を進めてまいりましたところではありますが、このたび平成15年6月1日より実施されることとなりました。

以下に国土交通省海事局の決定事項を掲載します。

プレジャーボートに関する小型船舶の基準が「長さ24m未満」に拡大

プレジャーボートについては、小型船舶に関する法令の適用が、従来の「総トン数20トン未満」から「長さ24m未満」に拡大される。

これにより、24m未満のプレジャーボートは小型船舶操縦免許で利用できるようになり、船舶検査の基準も、従来の20トン未満の簡易な基準が適用されることになる。

これらの措置は、本年6月1日から実施される予定である。

引き続き、「提言」に示しました通り、検査及び免許制度を営業用船舶と非営業用船舶とで峻別し、非営業用船舶に関しては世界のスタンダードに合わせて極めて簡便なものとすることや、すべての認定・承認制度を性能主義による制度に改めること等に取り組み、規制緩和に取り組んでまいりますので、更なるご意見をお寄せ下さい。

平成16年4月28日

小型船舶免許の規制緩和に関するお知らせ

自由民主党行政改革推進本部の提言により、平成16年6月をめどに下記の通りの規制緩和が実現する見通しとなりましたのでお知らせします。

但し、実施は、準備の都合もありなるべく早く秋をめどに進めることとなります。

記

5tの免許を廃止する。

したがって、小型船舶の免許は1級、2級と水上オートバイと湖川などの小馬力となります。

なお、引き続き、自民党行革本部としては、1級、2級の区分を廃止して、乗客などを運ぶための営業用免許とプレジャーボートや漁船など自己責任で運航するための免許に区分して、プレジャーボートや漁船用免許の更なる規制緩和が実現するよう努力してまいります。

今回の規制緩和は、昨年、自民党行革本部の提言により実現した、小型船舶規格の20tから24mへの変更に続き、我が国独特の5tを限界とする奇形船の一扫をもたらす改革で、業界の活性化にも資することが期待されます。

以上